



めまして、同時に、また、閉山はしなくて、も通産省のほうで見廻しを立てまして、そして、労働省と事前に、審議会にかける前に、十分両者の意見を調整をして、そうして一本のものとして審議会に説明をいたしたわけでござります。したがつて、これは審議会にかける前に、事務的に両省が十分に連絡をとつて立案する、こういう形になるわけであります。

○大竹平八郎君 その次に、現行法の標準炭価の制度と、それから改正案の基準炭価の制度との差異、私全くしらずとでわからないのですが、この点もひとつ説明して下さい。

○政府委員(中野正一君) 標準炭価と、いうのは、法律にもございますように、いろいろな経済的な条件は考えますが、生産費を主として中心に、だんだんコストが合理化によって下がって参りますから、そのコストを中心で標準炭価といふものは從来きめてきたわけでございます。ところが、御承知のように、最近の炭価の状況はコストを相当割つておるものもありまして、しかし、三十四年来やつておりますいわゆる新しい合理化計画による、いわゆる三十三年度に比べて三十八年度の炭価を一千二百円引くといふ線で、毎年大体二百五十円ずつ現在まで年々下がってきておるわけであります、三十七年度までに。したがつて、これは調査団の答申にもあります、今度の炭価は一千二百円引きの路線を堅持するようになって、われわれのほうとしては、今生産関係者の間でしなければいかぬということを言っておりまして、その意味で、われわれのほうとしては、今生産費という中心のやつを、今度それを削

りまして、いろいろの経済的な状況からみて適正であると考えられる基準炭価を考慮といふものを作つて一作るといふことは、千二百円引きの路線というのを中心にして基準炭価といふものを作らねばならない。この意味でコストももちろん一つの大きな要素になるわけでありますが、その意味で、片方、標準炭価は生産費中心、それから基準炭価といふものは千二百円引きの安定価格といふものを保持したい、こういう考え方で改正をしたいと考えます。

○大竹平八郎君 次に、販売価格の勧告という点がありますね。これについてひとつ具体的に説明してもらいたいと思います。

○政府委員(中野正一君) これは基準炭価といふものを作ります。これを非常に大幅に上回る、あるいは相当前回るというようなことで、たとえば下回ったような場合には、それによつてまた石炭産業全体の経営といふものが立ち行かなくなるというような状況の場合にはカルテルもできるし、また、場合によつては通産大臣の勧告といふようなことによつて基準炭価ができるだけ守らせるようになつたといふ考え方でございます。

○大竹平八郎君 それから、經理規制これに該当するものは、大手の、これは何ですか、十八社ですか、これは全部それに該当するんですか。

○政府委員(中野正一君) これは法律にもございまますが、合理化事業団と開発銀行からの借り入れの残高が五億円以上のものを指定会社にする、これが五億円以下になるものは毎年指定を直すわけございますが、現在の見通しでは、大手十八社の大部分、十六社

はこの規制の対象になる。それから、大手以外のものでも、二社ばかりは今までの近代化資金等の合理化事業団からの借り入れ、開発銀行からの借り入れの合計が五億円以上になるものがござりますので、大体大手は大部分、中小のものが二、三対象になるというふうに考えております。

○**大竹平八郎君** 今までたびたびあつた質問が出たかもしませんが、開銀と銀團として該当は十五社ですか、今体の借入金額は大体どのくらいですか。概略でいいです。

○**政府委員(中野正一君)** 石炭産業のうち、大手十八社について申し上げますと、財政資金が、これは例の合理化事業団の近代化資金と開発銀行の金等であります。これは三十七年の九月未現在で……。

○**大竹平八郎君** 開銀と事業団を別々に。

○**政府委員(中野正一君)** 開銀が昨年の九月末で三百二十二億、近代化資金が三十九億、それからその他がござります。全体で四百二十六億ということになつております。

○**大竹平八郎君** それから、十八社の大手のうちに、これに該当しないもののが三つばかりあるわけですが、それほどことどこですか。

○**政府委員(中野正一君)** これは九州の松島炭鉱と、それから北海道の太平洋礦、この二社でございます。大手のうちの二社になります。

○**大竹平八郎君** 逆に、大手に入らない中小炭鉱で該当し得るようなものはないですか。

○**政府委員(中野正一君)** これは、たとえば整備資金等につきまして、今後

ある程度の金も中小等に出して参りますので、あるいは近代化資金等も、現在のところでは、一応北海道の羽幌鉱業、鉱と、九州の中興鉱業、この二社は主体該当するようになるというふうに考えております。

○大竹平八郎君 その二社はどのくらいですか、金額にして。別々でなくともいい。

○政府委員(中野正一君) 近代化資金と開銀資金と合わせて、両者で十数億というふうに考えます。今資料の詳しいのが手元にありませんが、大体そのくらいになつております。

○大竹平八郎君 十億から十五億。それから参考のために伺つておきたいんですが、これもあなたのところに確定的な資料はないと思うんだが、復興関係で炭鉱会社に焦げつきになつて、集づきといつてもはつきりせぬのだが、大体どのくらいあるのですか、金額として。

○政府委員(中野正一君) 今ちょっと手元に資料がございませんが、ちょっと申し上げます。最近非常に復興金融公庫からの借り入れの残高が減つて来りまして、昨年の九月末で三十八億になつております。

○大竹平八郎君 それから、この合理化のうち、整備の問題ですが、これは大体一年間にどのくらい整理するとか、あるいは地域別に、北海道とか常盤とか筑豊とかいろいろやるのか、この点どうなんですか。

○政府委員(中野正一君) 合理化整備計画につきましては、これは地域別、炭田別にきめる。今度の法律によると、炭田別に整備計画はきめなさいといふことになつております。その意

味で審議会で御審議願った資料にもあります。地域別、炭田別にどの程度の閉山規模、どの程度離職者が出て、こういうことで御審議を願つて御答申もいただいておるわけであります。

○大竹平八郎君 最後に、電力用炭への価格について、この電力用炭の価格の基準の品位ですね、いろいろものにして、具体的にはどういうきめ方をするのですか。

○政府委員(中野正一君) 電力用炭については、五千六百カロリーのものから基準にとりまして、これを基準にして上下で展開をするわけであります。たとえば積み地の北海道や九州、こういうところで大体五千カロリーの平均といふことになつております。それから揚地だと、品位のいいものは遠くから輸送しますから、大体六千二百カロリーくらいの平均になつております。こういうことで、揚地、積み地別、カロリーバリ別に決定する、こういうことになつております。

○大竹平八郎君 それから、電力用炭の代金精算株式会社、これは從来特許法による中小炭鉱が、中部電力なら中部電力と長い間特別な契約を持ってやっている。そこで、多少値段なんかかもかなり無理をして入れている。しかし、採算としては合わないのじゃないのだが、というようなケースが格別に非常にたくさんあると思うのですね。これが今一度は一つになった場合、一切この精算法を通じなければ一応いけないわけですね。伝票といふものは一切そこにどうですか。そういう点で堅実な中小鉱山なんというのは非常に困る場合が



それから、鉱区の調整の問題についてで、「従来のように未開発炭田の指定地域に限らず、広く一般的に行ない得ることにした」こうなつておりますが、どういうふうに違うのですか。今後また今度の法律の改正によってこのような問題の解決がどのように促進されていくのか、この点をお願いしま

し、御答弁もあつたようですが、たゞ、私は、この会社をトンネルにすることによつて、売るほうも買うほうも、その会社をトンネルにして代金を受け渡すことが、即、電力用炭の価格安定ということに結びつくのかどうか、表向きは確かに基準炭価といふのが設けられて、それに基づいて通産大臣は勧告措置その他やるわけですか、ら、そういう見方も成り立つと思いますが、しかし、私は非常に疑問を持つ

か。 ているわけです。この点はどうです

○政府委員（中野正一君）　電力用炭につきましては、今度は通産大臣が基準

となるべき値段をきめまして、それからこの会社を全部通つて精算するわけ

在りておりますので、これを一概に  
広げていくわけございませんから、行  
政指導も相當に力強くできますし、最  
終的には通産大臣の権限において決定  
をするということができますので、相  
当この鉱区調整は今後はやりやすくな  
るというふうにわれわれは考えており  
ます。

業界自身もそういう扱いになつていくことができるといふうにわれわれは

度はできるような御答弁ですが、これは実際むずかしい問題であるけれども、法律の建前がそういうふうになつたとすれば、調査団の答申の精神もうありますようし、局長の答弁のごとくに、やはり忠実に法の精神に基づいて、鉱区の調整の問題等については、積極的に処理されるよう強くこれを希望しておきたいと思つております。

を中途に石炭の安定を考えていられますが、それまでは石炭業界は糰余曲

折、波乱万丈だと、こう思います。去年も時炭融資、またことしも時炭融資を考えなければならぬ、こういうことを考えてみますと、電力用炭代金精算株式会社にそのような機能を与えてみたらどうか、こういうふうに私は思うのですが、大臣の御見解を承つておきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) 一つのりっぱな考え方として、研究させていただきたいと思います。

○田畠金光君 次に、私は、石炭鉱業の經理規制の問題ですが、この五条を見ますと、「通産大臣は、事業計画又は資金計画が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に関する勧告をすることができる。」と、こうなっております。今後の円滑なる実施に支障があるといういふのは、これは具体的にどうですか。あるいは、また、その基準といふものはどういふことを基準に考えておられるわけですか。

○政府委員(中野正一君) これはこの法律に書いてあるとおりでございまして、通産大臣が、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に、届出があつた資金計画で、それで合理化が円滑にうまくいかないといふような資金計画であるといふような場合には、それを改善するよう勧告をする、こういふ考え方でいきたいと思います。

○田畠金光君 よくわかりませんけれども、そのよつて立つ基準は何かといふ問題とか、あるいは、たとえばどういう場合を意味しておるのかというふうなことをもつと説明してもらわないと、そ

○政府委員(中野正一君) これは実際行政指導の問題になると思いますが、それは各社によつていろいろな事情は違つますが、ここ数年の石炭産業の置かれおるきびしい状況の中で合理化をつっていく、体質改善をつしていくところがどうしても大事なわけですから、今までのところがどうして大臣の勧告、こういうことになるわけになりますから、できるだけ会社の内容の条文だけをお話し願つてもこれは込みがたいのです。炭政課長からでもお答え下さい。

○田畠金光君 利益の処分というのは配当だけを意味しておるのか。さらには役員の報酬等、その他経理上の運営についてもこれは及ぶのか。さらに、もし配当等について規制をするといふならば、一体、石炭鉱業の場合の配当と、いうのは、経済的な基準と申しますか、客観的な基準といふものが経済界一般にはあるうと思いますが、どういふ基準でそれは考えていかれるのか。

○政府委員(中野正一君) 利益の処分は、配当と、それから役員賞与と、この二つの両方が利益の処分になるわけですが、この二つとも通常大臣の認可、こういうことになります。

それから、配当につきましては、これは各社によつていろいろな事情は違つますが、ここ数年の石炭産業の置かれおるきびしい状況の中で合理化をつしていく、体質改善をつしていくところがどうしても大事なわけでありますから、できるだけ会社の内容の

充実ということにやはり重点を置く、そういう考え方で、一割以下で、これは各社によつて事情は違いまするが、適正な態で考えていただきたいというふうに考えております。

○田畠金光君 これで私は時間がきたようですから、まあ最後に一つだけお尋ねしておきますが、こういう経理規制をなされるのもごめんともだ。こう思いますが、こうして炭鉱の経営がうまくいった経理の規制まで及ぶということは、ある面からいと石炭の社会化といふ私は第一歩だという感じも持ちますが、そういう根本的な問題については本日は議論いたしません。ただ、石炭鉱業経理規制臨時措置法を見ましても、昭和四十二年の、いわゆる調査団が答申しておる石炭産業の安定という時期と見合いでこの法律も見ておるわけです。結局この法律は、幸いにして昭和四十二年度以降、石炭会社が黒字に転じた、それは国の厚い保護の結果である、四十二年度以降は黒字に転じた、こういうような場合等が当然予測されますが、それ以降については、この法律はもちろん規制もできないと思いますけれども、そのあとの問題についても、やはり、國の立場からいながらば、國民の側からいながらば、石炭産業というものに対する何らかのひとつ規制措置も必要であるという感情といふものが残ると思うのですが、これはどういうふうにお考えでしようか。

石炭産業がようやく自立と安定を得るという、こういう目標でわれわれは政策をやっていくわけでありますので、それに伴つてこうじう經理規制、これは相当の何といいますか、非常的な——ほかの産業に対する監督からいふと、相当シビアなことになつておりますので、一種の非常措置といふらうに考えて時限立法にいたしたわけであります。ただ、今、先生が御指摘になりましたように、四十一年度にかけて相当の金をやはり政府は注入するわけでありますから、その意味で、その後の状況につきましては、また四十二年近くになつて、そのときの情勢によってこれを延長するかどうかということが議論になると思います。一応今申し上げたような意味で時限立法といふことで、いつできるかということになると、やはり四十二年度末といふことが一応妥当ではないかといふことでこういうふうな法律にいたしているわけでございます。

道の例をあげて、片方が北海道炭礦汽船で、片方が住友である。半分が三井で、半分が三菱である。こういうのを整理統合しなければいかん。明治時代にここはおれの鉱区、大正時代にここは私の鉱区ということと、鉱区の整理統合をやつていなければコストは下がらません。こういふところから始まって、いろいろ論争いたしました。そのときに、通産省御当局の答弁は、皆さん方がおつしやることは十分わかつておりますので、現在鉱業法の改正を行なっております。その鉱業法の改正によつて初めてできますと、こういふ御答弁がございましたから、今度の改正にその鉱区統合が入つてゐるか、原案に入つておりますかということをお尋ねしたときに、原案に入つておりますから、やがて御審議願うことになります。鉱業権の問題、租鉱権の問題、明確に鉱業法に規定してあるわけですか、それがなければできませんというのが皆さん御当局の答弁であつた。今、田畑委員の質問に対しても、前より相当変わつて、これはできますといふお話をなんです。はたしてそういうことができるかどうか。三井の鉱区は三菱にやれとか、北炭の鉱区は三井にやれといつても、なかなかこの法律はいやすよといつたら、勧告程度に終わるという疑問が私はあるわけです。ですから、私は、田畑委員に対する答弁のとおりにいかんのではないかと、心配を持っているわけです。これ以上深く追及はしませんが、はつきりとそこの点、はたしてあなたの御答弁のよう規制することができるか、お尋ねいたします。

○政府委員(中野正一君) 現在の法律の未開発炭田の開発についての鉱区の調整は、先ほど私が申し上げましたように、相当積極的にできることになつております。この趣旨と同じ改正を鉱業法のほうで考えていたわけであります。ところが、御承知のように、鉱業法はまだ提案になつてないのですが、石炭産業については、鉱業法の改正を待つておれぬということと、こちらの今度臨時措置法のほうで改正を未開発炭田についてやつたと同じようなことを広げたわけであります。それで、それと同じようなことは今度鉱業法の改正案には盛つてあるわけです。しかし、これは提案にまだなつておりますので、それから提案になつても相当審議がおくれるという見通しもありますして、それで石炭鉱業合理化臨時措置法の中で石炭産業だけ特別に改正をすると、こういうことにいたしたわけであります。

はそれをお尋ねするのか本旨でございませんから、そういうことを私がきわめて不満に思つておるということを、この際、明確にしておきたいと思うわけです。

そこで、飛び飛びになるのですが、これからお尋ねすることは、四月の中旬に石炭鉱業審議会で五百五十三万トンという数字をあげて、いろいろ問題があつたようですが、おきめになりましたね。私は、地方選挙があるものですから、九州でこの新聞記事を見て初めに知つたわけですが、国会論争を通じて、やはりそういう案が出るということはうすうす知つておりましたけれども、五百數十万トンといふ膨大な数字が出るということは、われわれ夢だに考えておらなかつたわけです。しかし、数字を見てびっくりしたわけです。が、そのときは地方におけるわけですから、あなた方に意見なり要請することができなかつた。この内容ですね、時間がありませんけれども、ひとつ要点だけお説明願いたい。

○政府委員(中野正一君) 本年度の整理計画は五百五十三万トンということでお尋ねの答申がありまして、五月一日に通産大臣の告示でこれをきめたわけであります。この内容を申し上げますと、まず自然消滅、これが四十三万トン、それから保安不良で整理をされるもの、これが二十九万トン、これは予算は三十万トンについておりますが、一応積み上げで二十九万トン程度、これはちょっと端数がつくかと思いますが二十九万トン、それから開山をして、いわゆる事業団の整理交付金が出るもの、いわゆる事業団の買い上げと一口に言つておりますが、

○阿部竹松君 そこで、その北海道、九州、常盤、山口と分けておると思つてます。五百五十三万トンの地区別の内訳を申し上げます。北海道地区が百八十三万トン、それから東部本土地区、これは常磐炭田等でございますが、二十二万トン、それから西部本土地区、これは宇都、大嶺炭田等でございますが、五十三万トン、それから九州が、九州全体として二百九十五万トン。内訳を申し上げますと、これはほとんど北部でございまして、いわゆる筑豊、福岡炭田等でございますが、九州の北部地区が二百二十一万トン、九州の西北部地区が七十五万トン、九州の西部地区が四万トン、合計九州は二百九十五万トン。北海道、東北、西部で五百五十三万トンということになつております。

○阿部竹松君 そこでお尋ねしたいのは、石炭局長、労働省に、この話を知つておりましたかどうか、こういうことを私は尋ねてみました。昭和三十八年度の予算が通つてしまつてから合理化をやると、当然離職者が出来るわけですから、労働省のほうでは、通産当局のこれだけ合理化をやつてこれだけの失業者が出来るということは知つておりましたかと、昭和三十八年度の予算に入つておりますかと、こういうことをお尋ねをしたところが、そういう五百数十万トンの合理化をやつてこれだけの数字が出るということは承知しておりません、私どもも迷惑千万な話であります。

も、保安法が審議されるときに、北海道議会でたします。

す、あとでおきめになつて知らされたのですから、三十八年度の予算には五百数十万トンの分の対策費は入つておませんといふお答弁ですが、この点はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) 四月の本年度の合理化整備計画をきめる際には、労働省とも事前に十分連絡をとりまして、これは今、先生も御指摘がありま

したように、労働省は労働省の立場から、再就職計画に相当責任を持たされると、労働省は労働省の立場から意見もございまして、十分両者の意見を調整をいたした上でこの審議会に諮問をいたしたわけでございます。その点は十分事前に連絡をとつて処置しております。

○阿部竹松君 それが昨年度の話であれば、そういうお答弁で了解いたしました。しかし、これをきめたときは、すでに衆議院を予算が通つてしまつて、そのあとでおきめになつたのですから、労働省は四百万トン分に対応する措置を講じてある、あるいは四百三十万トン分であるかわかりませんよ。しかし、五百五十三万トン分の措置は講じてありません、予算の通つてしまつたですから、局長の答弁ですと、労働省は、いち早くこれだけの数字の合理化がなされて、これに従つて人員が整理されて、その分に対する予算措置は連絡をとつておるから万全であるといふことを言明されるわけですか。それをおきめされば、これから労働省の言うことはうそである、まあこういふことになるわけですが……。

○政府委員(中野正一君) 昭和三十八年度の合理化整備計画を決定する際には、事前に労働省と十分意見を調整を

いたしまして、そして審議会に諮つたのでございまして、もちろんその過程で労働省は労働省としての意見もいりませんといふお答弁ですが、この点はいかがですか。

○阿部竹松君 私のお尋ねするのは、端的でいいわけです。労働省は十分な予算措置を講ずることができると、いつ通産当局に連絡したかどうか。ただ話し合いをしたということじゃないわけですが、私の聞いているのは、時間もありませんので、労働省はこれは引き受けます、予算措置を講じますと言明してあるかどうかをお尋ねするわけですか。

○政府委員(中野正一君) その点は労働省のほうでも、今度の整備計画に伴うあれは三万四千四百人でございまして、たかの離職者がおるわけであります。が、それに対する対策は労働省としての予算が通つてしまつて、なかなかの離職者がおるわけであります。が、それにに対する対策は労働省としての予算が通つてしまつて、労働省は四百万トン分に対応する措置を講じてある、あるいは四百三十万トン分であるかわかりませんよ。しかし、五百五十三万トン分の措置は講じてあります、予算の通つてしまつたですから、局長の答弁ですと、労働省は、いち早くこれだけの数字の合理化がなされて、これに従つて人員が整理されて、その分に対する予算措置は連絡をとつておるから万全であるといふことを言明されるわけですか。それをおきめされば、これから労働省の言うことはうそである、まあこういふことになるわけですが……。

○政府委員(中野正一君) その点は労働省のほうでも、今度の整備計画に伴うあれは三万四千四百人でございまして、たかの離職者がおるわけであります。が、それにに対する対策は労働省としての予算が通つてしまつて、労働省は四百万トン分に対応する措置を講じてある、あるいは四百三十万トン分であるかわかりませんよ。しかし、五百五十三万トン分の措置は講じてあります、予算の通つてしまつたですから、局長の答弁ですと、労働省は、いち早くこれだけの数字の合理化がなされて、これに従つて人員が整理されて、その分に対する予算措置は連絡をとつておるから万全であるといふことを言明されるわけですか。それをおきめされば、これから労働省の言うことはうそである、まあこういふことになるわけですが……。

○阿部竹松君 審議会にお諮りすると、いつも、審議会はお金を出すところ

○國務大臣(福田一君) 地域の経済の問題を十分考へるということは、お話を伺のとおり、われわれとしても考へておきたい。しかし、五つばかりは、これがなければならぬこと、こう思つておりますし、また、それは審議会でもそういうふうなことでお諮りをしておるわけであります。御心配はないのじやないかといふうにわれわれは考えております。

○阿部竹松君 審議会にお諮りすると、いつも、審議会はお金を出すところ

○國務大臣(福田一君) 地域の経済の問題を十分考へるということは、お話を伺のとおり、われわれとしても考へておきたい。しかし、五つばかりは、これがなければならぬこと、こう思つておりますし、また、それは審議会でもそういうふうなことでお諮りをしておるわけであります。御心配はないのじやないかといふうにわれわれは考えております。

○阿部竹松君 審議会にお諮りすると、いつも、審議会はお金を出すところ

○國務大臣(福田一君) 地域の経済の問題を十分考へるということは、お話を伺のとおり、われわれとしても考へておきたい。しかし、五つばかりは、これがなければならぬこと、こう思つておりますし、また、それは審議会でもそういうふうなことでお諮りをしておるわけであります。御心配はないのじやないかといふうにわれわれは考えております。

○阿部竹松君 大臣は閣議のメンバーでもあり、行政府の責任者の一人でもあるのですが、おそらく選挙中、ある

○國務大臣(福田一君) 美唄の場合におきましても、しばしば閣議で、御承認のよう、何らかの国としての考慮しての産炭地振興その他の問題も十分

○阿部竹松君 大臣は閣議のメンバーでもあり、行政府の責任者の一人でもあるのですが、おそらく選挙中、ある

○國務大臣(福田一君) 美唄の場合におきましても、しばしば閣議で、御承認のよう、何らかの国としての考慮しての産炭地振興その他の問題も十分

○阿部竹松君 大臣は閣議のメンバーでもあります。しかし、おそらく選挙中、ある

ぞれの地方に出かけて行って、車両工場、たばこ工場を持つてくるという約束をしておられる。たくさんの記者を集めて記者会見をし、声明を発表している。選舉に臨んでいろいろ党の態度を明確にするわけですが、少なくとも、党人であるけれども、行政の責任者の一人なんですから、ただ選舉演説だとばかりは思わない、あれは全部公約は守ってくれるのでしよう。

○國務大臣(福田一君) 私の理解している限りにおいては、池田総理もそういふ持つてくるということは、はつきりした言葉で表現されておらないと思います。検討する、十分研究する、努力するという言葉で表現されておると思ふ。私も、私に限つては、明瞭に約束はいたしておりません。努力するとおは言いましたが、約束はいたしておりません。しかしながら、今言われたような田川とかあいうところに対しても、たゞこの何かを持つてくる、政府の何かの施設を持つてくるということは、もうすでにたゞ二関係においては実現するものと確信いたしております。これは具体化の段階に入つておりますから。それから自衛隊の問題等につきましても、これは防衛庁と今具体的に検討いたしておりますから、これも実現すると思います。こういふ意味において、約束はいたしておりませんけれども、言つたことについて責任を感じつゝ——言つたことについて責任を感じるというよりは、いわゆる産業振興という一つの政策に対する政府の信念、また、それに基づいて表現された言葉等については、十分責任を持つつつ努力をいたして参りたい、かよ

うに考えております。私は、自分の言つたこととで一つ今までしなかつた、そういう意味で具体的に何もしなかつたかということになるというと、私は、言つたことは大体しておると思

ておりますが、何とかやりたい  
地をあげて石炭会社が火力発電所を作  
ろうという計画を一生懸命になつて  
練つておると同時に、何とかやりたい  
といふ方針で動いておる。ところが、

は、今までの自分に闇することでそろ  
いうことはありません。また、総理も  
言っておりません。それを約束とおど  
りになるかどうかは別問題だと思いま  
す。

ような、需用がふえた関係で新設工場が認められる場合には、必ずしも北海道電力とは限定せぬわけですね。

卷之三

○阿部竹松君 岸さんは、新聞記者に  
います。

北海道の電力会社、北海道電灯株式会社が、これが強力に反対しておるわけ

それから、次には北海道の電力の問題でございますが、民間の石炭会社が

電所を認めるかどうかという意味ですか。

発表した点を取り上げられて追及されると、私はスポーツ新聞しか読まないから、そういうことはわかりませんと

です。北海道の札幌通産局なんというのは、両方から圧力がかかるうらうろしている。これが北海道の実態だと

やられるところ」と、そういうことをあまり詳しくまだ承知はいたしておりません。一般論で申し上げますなら

○阿部竹松君 そういう意味ではないしに、石炭会社が五千二百から、今ずつと低い値で石炭をもつける。つま

いう答弁をしている。しかし、池田さんは、うそを言わぬというのが一枚看板、うそを言わぬと言つて、うそを言つたという場合には、岸さんのスポーツ新聞しか見ないということよりは罪が重い。やはり総理大臣とか各大臣が行つて約束される、そうすると、日本(の明日)、亮元、毎日の大新聞が必ず

いうふうに承つておる。何で北海道電力がのきぱつているのかわからぬけれども、こういうことであつては大臣いかぬじやないですか。電灯会社のいう意味はここで申し上げなくともわかるわけですが、電力会社が発電所を作つた場合には、約六割くらいのコストで

ば、民間の電力会社がもしやられるの  
だつたら、それをどこで使うかという  
問題があります。電力というものは起  
せばいいというものではありません  
で、これをどういうふうに使うか、ま  
た、効率的に使えるかという問題があ  
ります。したがつて、電力の需用の伸

と似たうえに、その石炭会社がわざわざ金を出でる。それが、そういうふうに石炭を持ち寄つて、銀行融資を受けられるかどうか、手持ち金を出すか、おそらく手持ち金はないでしょう。そういうことで石炭会社が共同で何万キロかの発電所を作る。もちろん自分も使いましょう。しかし、余力発電はやはり売ると、こういうこと

の車上 言葉で、毎日の大乗閣がまた一つの記事を載せる。聞いた人もあるわけですがれども、それが全部うそだと云ふことになると……そういう問題は別として、とにかく国民に向かって発表したことくらい守つてもらわないと困る。実は違います、努力する、検討すると言つたなどいうことで逃げられて

○國務大臣（福田一君） 先ほどの最初の話題でありますと、私は声明したところお話しであります。私はおやりなさいということを有沢調査団が答申をされておるわけですから、そういう方向でいかぬですか。

ひとつのものを考え方合せながらそはり發電所を作るということは当然であります。公益事業として指定しております以上は、そういう観点から一応われわれとしては見ていかなければならぬと思います。もちろんわれわれとしては、できるだけ石灰の需要をふやすようにしたいという考え方でおります

となるわけですが、単に北海道炭礦汽船が一万キロ作って、そこで消費すると。こういう意味じゃないわけです。そういう構想で北海道の炭鉱会社がやつておるので、一番じやましておるのは、もちろん需給の関係もあるかもしませんけれども、それにもましてじやましておるのは北海道電力

は困るので、そのときには真剣にあるつもりでおそらく発表されたのでしよう。自民党的總裁、あるいは自民党的大臣が発表されたことについては、自民党的党员である議員各位は守って下さるでしょう、野党的われわれも協力するのですから、できないことはない、绝对にできるわけなんでありますか

か約束したということはありません。  
約束はそれは守らなければなりません。  
ん。それは仰せのとおりであります。し  
かし、新聞にどう出ておったからとい  
うことで、お言葉を返すようですが、  
われわれが約束したのだ、こうとられ  
ては私は困ると思います。努力すると  
うつこつこよきつこよきつこよきつこよ

○阿部竹松君 大臣の答弁ございまし  
せん。  
すから、私は、それが適当な計画で、  
需用等とともにらみ合わせながら、それ  
がうまくいくという想定であるなら  
ば、もちろんこれは推進をいたすよう  
にすることにはやぶさかではございま  
せん。

であるとこれは断定してもさしきえない。ですから、そういうことになしに、コストが安く上がるわけですから、電力会社よりも原料炭を持つているわけですから、北海道の石炭——大臣は御承知かどうかわかりませんが、大臣は美唄においてになつたわけです

次にお尋ねするのは、北海道で石炭会社が集まって火力発電所をどこに作るか、三笠市を作るか、あるいは芦別に作るか大張を作るか、私よく承知しました。

言つたことは努力すると言つたのであります。大臣の言葉とほかの人の言葉と、大臣の言うときにははつきりわかるようにならねよということになると、今から新聞記者会見するときにはテレビコマーシャルを置いておいてやらなければできないということになる。私

したが、利も電力の消費のないところに電力会社を建てて、そうして石炭をたけなどと決して言うておるわけではないのです。電力の需用があればこそ当然やることですから、これは自明の理なわけです。そうしますと、たとえば北海道に今度新しくできるといふ

から、美唄からちよと入ったところに奈井江というところがあり、住友炭鉱があつて、ここは石炭を、バナナのたまき売りという言葉がありますが、とにかくべらぼうな安い値段で買っておるわけです。あれは重油、あるいは煉油をたくさんあはるかにコストが安



が、退職金など少ないけれども、これを寄せ集めまして事業会社を作るわけですね。そういう場合に、金融の特別措置、何か特別な融資の便がはかられないかどうかという点が一つ。

III. 1. 2. 3. 4. 5.

いでは、政府としては、やはり前向きにできるだけそういうあつせんをするようなことだけは少なくともしてみたいたいと思います。

それから、非常に事業にふなれだから、何か指導をするような方法を考えてみたらどうか。これは中小企業基本法を通しての意味も、実はそういうところにあるわけでありますから、一つの中小企業としてみて、私は、コンサルタントの制度をどう使うかといふように一般論は別としても、各局において、現地の局で十分話ををして、相談にこれられば、みな相談に乗るようにして、何かいい知恵があつたら教えて上げるような、そういうことはやらせるようにしたらどうか、そういうふうに指導していくたい、こう考えております。

○委員長(堀末治君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、贊否を明かにしてお述べを願います。——別に御発言もないようでございますから、これにて討論は終局したとの認識めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業規制臨時措置法案、重油ボーグ

イラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、産炭地域における中小企業者についての中止企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案、以上四法案全部を一括して問題に供します。四法案を原案どおり可決することに賛成の方を原案どおり可決することに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(堀末治君) 全会一致でござります。よつて四法案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(堀末治君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案を原案どおり可決することに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(堀末治君) 多数でござります。よつて本法案は、多數をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり。]

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(堀末治君) 次に、請願二十一件を一括して議題いたします。

当委員会に付託中の請願は二十件でございまして、専門員の手元で整理しておりますが、便宜上、さらに委員長及び理事においてあらかじめ慎重に

検討いたしました。その結果、議院の会議に付することを要するものにて、内閣に送付を要するものと意見の一致をみましたものは、お手元に配布いたしました一覧表中の請願番号、第一四三号、第四四号、第四八五号、第四五号、第四七号、第七九号、第一〇四五号、第三二三号、第三一四号、第三一五号、第三五七号、以上、十一件でございます。なお、その他の請願は、さらに検討をするものと認め、これらを留保すべきものと協議いたしました。この際、お詰りをいたします。先ほどの請願十一件を当委員会で採択すべきものと決定いたすことと御異議ございませんか。

「〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。  
なお、報告書の作成等については、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さむら決定いたしました。

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、ございませんか。

閉会中の、当面の石炭対策樹立に関する調査のための委員派遣については、その期日、派遣委員その他手続等、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

六月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十七日)

一、電力用炭代金精算株式会社法案(予備審査のための付託は三月二十七日)

一、石炭鉱業経理規制臨時措置法案(予備審査のための付託は三月二十七日)

一、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)

一、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(予備審査のための付託は六月十日)

七月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱労働者の首切り反対に関する請願（第三五九五号）

第三五九五号 昭和三十八年六月二十七日受理

炭鉱労働者の首切り反対に関する請願

請願者 秋田県山本郡八森町字  
茂浦八〇 八代清外千

百一名

紹介議員 岩間 正男君

炭鉱労働者に対するこれ以上の首切りは中止していただきたい。どうしても首を切ると言うのならば、鉱山で得た賃金と同じ額のとれる職場と住宅とを用意した上で、実施されたいとの請願。

政府は炭鉱労働者の当然の要求をかえりみず、首切りを強行しようとしている。昭和二十八年当時二十万人であつた炭鉱労働者も今は十三万人に足りないといふ現状である。三池争議の時に千二百名の解雇者を出したが、「この離職者は私が保証人になつて完全就職までは責任を持つ」と言つた石田労相の言葉のいつわりを忘ることはできない。わずか千二百名の離職者さえ、ままにならないのが、今の独占資本主義社会の実態である。ましてや、これから七万人の炭鉱労働者、三万人の金属鉱山労働者の首を切る池田政府の方針には反対せざるを得ない。